

御代田町教育大綱について

1 教育大綱とは

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、平成 27 年度から地方公共団体の長に策定が義務付けられたものです。

その内容は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものとされております。

すでに教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「教育振興基本計画」を定めている自治体は、その計画を教育大綱に代えることが総合教育会議で承認された場合は、教育大綱を別途策定する必要はないとされていますが、当町では、現在、「教育振興基本計画」が定められていないことから、新たに「教育大綱」を定めることとなります。

なお、教育大綱の構成、対象期間について、法令において特段の定めはなく、町の判断に委ねられています。

- 大綱とは、教育の目標や施策の基本的な方針
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整し、首長が策定
- 首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行

2 御代田町教育大綱の策定方針

教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、当町の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の教育大綱を定めます。

当町は平成 27 年度に御代田町第 5 次長期振興計画を策定し、その中で教育分野について中長期的な目標を定めていくことから、それを大綱と見なし、御代田町第 5 次長期振興計画をもって「御代田町教育大綱」に代えることとしたい。

3 策定期間

御代田町第 5 次長期振興計画の策定に併せ、平成 28 年 3 月までに策定し、施行は、御代田町第 5 次長期振興計画と合わせ平成 28 年 4 月とします。

4 対象期間

御代田町長期振興計画基本計画に準じ、5 ヶ年とします。